

別添2

犯罪捜査に関する訓令

昭和37年1月11日
本部訓令甲第1号

〔沿革〕 昭和37年5月本部訓令甲第9号、40年6月第6号、41年2月第2号、4月第5号、7月第11号、42年2月第1号、11月第26号、44年8月第14号、12月第19号、46年2月第3号、47年3月第6号、51年3月第1号、8月第8号、54年8月第16号、55年8月第12号、56年2月第2号、59年3月第5号、60年3月第2号、61年3月第3号、62年3月第4号、63年3月第4号、平成元年3月第2号、2年3月第1号、3年3月第4号、4年6月第12号、7月第13号、5年11月第15号、6年3月第7号、9年3月第5号、10年2月第1号、第2号、11年3月第8号、12年3月第7号、8月第16号、10月第19号、14年3月第6号、6月第15号、15年3月第3号、16年1月第1号、2月第4号、3月第8号、17年3月第2号、18年11月第20号、19年3月第2号、7月第13号、第14号、20年3月第3号、8月第9号、21年3月第4号、第8号、22年3月第1号、23年2月第2号、24年3月第3号、7月第7号、9月第9号、25年3月第5号、26年3月第1号、第5号、第8号、5月第11号、27年3月第5号、7月第9号、12月第15号、28年3月第3号、11月第13号、29年7月第12号、30年2月第2号、3月第3号、5月第9号、令和元年7月第4号改正

(概要)

犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）の実施について必要な細目を定めたものである。）